

# 地域水田農業活性化緊急対策実施要綱（案）

平成20年 月 日付け19総食第 号農林水産事務次官依命通知

## 第1 趣旨

主食用米の消費が一貫して減少する中で、消費の減少ほどに主食用米の作付面積が減少せず、過剰作付が年々拡大している結果、需給が緩和することにより米の価格が低下し、地域水田農業の活力を損っている。

この状況を克服し、地域水田農業を活性化させるためには、20年産以降の生産調整の実効性を確保し、需給の均衡を確実に図ることによって、米の価格の安定を図ることができるような体制を緊急に確立し、生産調整の拡大・定着を図ることが必要である。

このため、生産調整をさらに拡大しようとする者等に対して交付金（以下「緊急一時金」という。）を交付する措置を講じることにより、水田において麦、大豆、飼料作物、非食用米等の生産の拡大を図り、地域水田農業の活性化を図るため、地域水田農業活性化緊急対策を講じる。

## 第2 対策の仕組み

国は、第3の1の(1)の長期生産調整実施契約又は同(2)の非主食用米低コスト生産技術確立試験契約に基づき主食用米以外の農作物への作付転換を行う農業者に対し、地域水田農業推進協議会（米政策改革基本要綱（平成15年7月4日付け15総合第1604号農林水産事務次官依命通知）第 部第5の3の地域水田農業推進協議会（以下「地域協議会」という。）をいう。）が緊急一時金を交付するのに必要な経費を、都道府県水田農業推進協議会（米政策改革基本要綱第 部第5の4の都道府県水田農業推進協議会（以下「都道府県協議会」という。）をいう。）が支払うために必要な資金を積み立てるのに要する経費について、交付金を交付する。

## 第3 緊急一時金の交付

### 1 対象者

緊急一時金の交付の対象となる農業者は、地域協議会との間で次に掲げる契約を締結した者とする。

#### (1) 長期生産調整実施契約（別紙1）

自らが経営する水田のうち地域協議会と合意した面積に、麦・大豆・飼料作物又は地域協議会の指定する作物（そば、ナタネ等）の作付けを5年間行う旨の契約

#### (2) 非主食用米低コスト生産技術確立試験契約（別紙2）

自らが経営する水田の一部を活用して、非主食用米の低コスト生産技術（多収品種の栽培・直播栽培・二期作・麦と非主食用米の年2作、資材の低投入等）の

確立試験に3年間取り組み、その試験結果等を、地域協議会に報告する旨の契約

## 2 交付額

農業者への交付額は、(1)(2)に掲げる交付単価に契約対象となる水田面積をそれぞれ乗じて得た額の合計額とする。

(1) 長期生産調整実施契約を締結した農業者のうち、19年産の生産調整実施者（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第5に定める生産調整実施者をいう。以下同じ。）については5万円/10aとし、19年産の生産調整実施者以外の農業者については3万円/10aとする。

なお、一農業者当たりの交付額の上限を100万円とする（地域協議会が生産調整目標の達成上特に必要であるとして都道府県協議会の承認を得た場合は、その額を上限とする。）。

(2) 非主食用米低コスト生産技術確立試験契約を締結した農業者の水田面積について5万円/10aとする。

## 3 交付手続

(1) 地域協議会長は、平成20年3月 日までに、地域協議会が主たる事務所を置く都道府県の都道府県協議会長に交付申請を行うものとする。

(2) 都道府県協議会長は、(1)により申請のあった交付申請を取りまとめ、3月 日までに、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）に対し、交付申請を行うものとする。

## 4 交付金の返還

農業者が偽りその他不正の手段によって1の契約を締結した場合又は1の契約に違反した場合（農業者の責めに帰さない場合を除く。）には、国は、都道府県協議会に対し、交付金の返還を命ずるものとする。

## 5 書類の保管

都道府県協議会及び地域協議会は、本事業に関する書類を、事業終了年度の翌年度から起算して7年間保管しなければならない。

## 第4 資金の管理

1 都道府県協議会は、本事業の実施により国から交付を受けた交付金を、他の事業に係る経理と区分して整理しなければならない。

当該交付金については、金融機関への預金又は貯金により管理するものとする。

2 都道府県協議会は、本事業の実施について、地域協議会ごとに収支を明確にしておかなければならない。

3 1により生ずる果実については、本対策の実施に必要な経費に充てることができるものとする。

4 本事業終了後に、資金の残余が出た場合には、都道府県協議会は、国に資金の残余を返還するものとする。

(別紙1)

## 長期生産調整実施契約

A(農業者)と、B地域水田農業推進協議会は、下記のとおり合意します。

### 記

- 1 A(農業者)は、自らが経営する水田のうちB地域協議会と合意した面積に、麦・大豆・飼料作物又はB地域協議会の指定する作物(そば、ナタネ等)の作付けを5年間行います。
- 2 B協議会は、本契約の締結に伴う「踏切料」として、A(農業者)の下記表の面積について、A(農業者)に対し、緊急一時金として10a当たり 万円(19年産生産調整実施者：5万円、19年産生産調整非実施者：3万円)を支払います。
- 3 A(農業者)は、偽りその他不正の手段によってこの契約を締結した場合又はこの契約に違反した場合(A(農業者)の責めに帰さない場合を除く。)には、支払いを受けた緊急一時金をB協議会に返還します。

生産調整拡大面積 (a)	のうち、本取組 を行う面積 (a)	単価 (万円/10a)	交付額 (万円) ( /10) ×

平成20年 月 日

A 農業者

印

住所：

電話番号：

B 協議会

印

(別紙2)

## 非主食用米低コスト生産技術確立試験契約

A(農業者)と、B地域水田農業協議会は、下記のとおり合意します。

### 記

- 1 A(農業者)は、自らが経営する水田の一部を活用して、別添の非主食用米低コスト生産技術確立試験を3年間行い、その結果(試験ほ場の場所、用途、生産数量、用いた低コスト技術、効果等)を、B協議会に報告します。
- 2 B協議会は、本契約の締結に伴う「踏切料」として、A(農業者)が行う上記1の対象となる面積について、A(農業者)に対し、緊急一時金として10a当たり5万円を支払います。
- 3 A(農業者)は、偽りその他不正の手段によってこの契約を締結した場合又はこの契約に違反した場合(A(農業者)の責めに帰さない場合を除く。)には、支払いを受けた緊急一時金をB協議会に返還します。

生産調整拡大面積 (a)	のうち、本取組 を行う面積 (a)	単価 (万円/10a)	交付額 (万円) ( /10) ×

平成20年 月 日

A 農業者

Ⓔ

住所：

電話番号：

B 協議会

Ⓔ

(別紙3)

年 月 日

地域水田農業推進協議会長 殿

住所：

氏名

印

## 非主食用米低コスト生産技術確立試験報告書

地域水田農業活性化緊急対策実施要綱(平成20年 月 日付け19総食第 号農林水産事務次官依命通知)別紙2の1に基づき、下記により非主食用米の低コスト生産技術確立試験の結果を報告します。

### 記

- 1 試験実施ほ場：
- 2 用途：
- 3 数量(kg)：
- 4 低コスト生産技術：
- 5 効果：
- 6 販売先  
(1)名称  
(2)住所
- 7 備考

- (注) 1 「試験実施ほ場」欄については、ほ場の地番、取組面積を記入すること。
- 2 「用途」欄については、非主食用米の種類(飼料米、バイオエタノール米等)及び品種について記入すること。
- 3 「数量」欄については、用途別に記入すること。
- 4 「低コスト生産技術」欄については、直播栽培等、取り組んだ低コスト生産技術について記入すること。
- 5 「効果」欄については、4で取り組んだ技術による効果(コスト削減、労働時間の短縮等)について具体的に記入すること。
- 6 「販売先」欄については、生産した米の販売先について記入すること。
- 7 本様式により難しい場合は、本様式記載事項が満たされている限り、本様式に代えて適宜の様式により報告して差し支えない。